



新型コロナウイルスワクチンのお知らせ (6月15日時点)

集団接種を実施します

3回目・4回目の接種を受けやすくするため、かかりつけの医療機関がない人などを対象に、集団接種を実施します。

集団接種日	予約受付期間
7/23 (土)	7/4 (月)～7/20 (水)
7/30 (土)	7/11 (月)～7/27 (水)
8/20 (土)	8/1 (月)～8/17 (水)

- ▼対象 3回目…18歳以上の人／4回目…次のいずれかに当てはまる人
- ①接種日の時点で60歳以上の人
 - ②18歳～59歳で、基礎疾患がある人や新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクが高いと医師が認める人

■問い合わせ先 接種手続きに関すること…弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター (☎ 0120-567-745、月～金曜日の午前9時～午後8時、日曜日・祝日の午前9時～午後5時、土曜日は休み)、その他の相談…新型コロナウイルスワクチン接種対策室 (☎ 38-3190)

- ▼使用ワクチン 武田／モデルナ社ワクチン
▼接種場所 鳴海病院 (品川町)
▼申し込み方法 接種券を手元に準備の上、下記のコールセンターへ電話で予約を。

4回目接種の接種券を送付

国の方針に基づき、市では、3回目の接種から原則として4カ月経過する月に、下表のとおり接種券を送付します。令和4年2月に3回目を接種した人の接種券は、医療機関への予約集中を軽減するため、2回に分けて送付しますのでご注意ください。

3回目接種日	4回目可能時期	接種券発送日
2/1～14	7/1～14以降	6/23 (木) 送付済
2/15～28	7/15～28以降	7/4 (月)

該当する夫婦は
ぜひ申請を

不妊治療等にかかる費用を助成



今年度から、保険が適用される不妊治療等を行う夫婦等に対し、その治療にかかる自己負担分の一部を助成する事業を行っています。

- ▼対象者 申請時点で次の①～③全てに該当する夫婦 (事実婚も含む)
- ①夫婦の両方または一方が市内に住所を有し、居住の実態がある
 - ②市税等の滞納がない
 - ③弘前市以外から、当助成金と同様の趣旨の助成金を受けていない
- ▼助成対象治療 保険が適用される以下の治療等
- ①AIH治療 (人工授精)

- ※治療時に受診者が35歳以下の場合に限ります。
- ②生殖補助医療 (体外受精・顕微授精)
- ▼助成額 治療費の自己負担分から、医療保険各法に基づく高額療養費、その他不妊治療を受けたことに対する給付金等の額を控除した額の3分の2に相当する額
- ▼申請期限 令和5年3月31日
- ▼申請方法 申請書等を健康増進課に提出 (申請書の様式は市ホームページに掲載)
詳しくは市ホームページをご覧ください。
- 問い合わせ・申請先 健康増進課 (弘前市保健センター1階、☎ 37-3750)

まちが元気になる
事業提案を

ひろさき地方創生パートナー企業募集



市では「弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を官民連携により効率的・効果的に推進しています。民間企業等による提案事業の実施にあたり、市が費用負担する政策テーマとして、新たに「市民の健康寿命延伸」を定めましたので、テーマに

- 沿った提案事業を募集します。
- ▼募集期間 7月4日 (月)～8月2日 (火)
募集要領、応募方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。
- 問い合わせ・応募先 企画課 (☎ 26-6348)

不明な点は
お問い合わせを

国民健康保険・国民年金に関するお知らせ

国民健康保険料の納入通知を発送します

本年度の国民健康保険料の納入通知書を7月13日 (水) に発送する予定です。届くまでには数日かかる見込みですので、あらかじめご了承ください。届いたら記載内容を確認し、不明な点があればお問い合わせください。

失業による収入減少などで保険料の納付が困難な人は、減免の相談に応じますのでご連絡ください。新型コロナウイルス感染症の影響に係る減免については、広報ひろさき7月15日号に掲載します。※問い合わせや相談の対応に時間がかかることがあります／所得内容の確認は市民税課、分割納付などの手続きは収納課 (ともに市役所2階) へ。

▼その他 第1期分からの減免申請は、第1期の納期限当日である8月1日 (月) が申請期限ですので、ご注意ください。

■問い合わせ先 国保年金課国保保険料係 (市役所1階、☎ 40-7045)

被保険者証が新しくなります

国民健康保険被保険者証が8月1日から更新されることに伴い、新たな保険証を7月下旬に被保険者個人ごとに発送します。新しい保険証の色は「桃色」で、有効期限は一部 (途中で75歳に達する人など) を除き、令和5年7月31日です。

届いた保険証の記載内容に間違いがある場合や保険証が届かない場合は、国保年金課か岩木・相馬総合支所民生課、各出張所にご連絡ください。

■問い合わせ先 国保年金課国保保険料係 (市役所1階、☎ 40-7045)

限度額適用認定証の更新について

現在発行している「限度額適用認定証」の有効期間は7月31日 (日) までです。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、8月1日以降も交付対象で、かつ6月10日時点で「限度額適用認定証」を持っている人には、6月下旬に申請書を郵送します。申請書に必要事項を記入し、返信用封筒で返送してください。

所得状況が不明の世帯や保険料を滞納している世帯は、申請書が郵送されない場合がありますので、お問い合わせください。

※70歳～74歳で区分が「一般」と「現役並みⅢ」の人は、医療機関に保険証を提示することで自己

負担限度額が適用されるため、申請は不要です。

新規で申請したい人は、申請書に記入の上、郵送してください。申請書は市ホームページから様式をダウンロードするか、お問い合わせください。

■問い合わせ先 国保年金課国保給付係 (☎ 40-7047)

国民年金保険料の免除・猶予

経済的な理由などで保険料納付が困難な人には、申請により免除・猶予される制度があります。

①免除・納付猶予申請…令和4年度分 (7月～令和5年6月分) について、全額免除、一部免除、納付猶予の申請を受け付けています。※申請時点から2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

②継続免除申請…令和3年7月～令和4年6月の保険料が全額免除、納付猶予に承認された人で、今年の7月分以降も同じ免除区分で継続申請した人は、あらためて手続きを行う必要はありません (ただし、別住所の配偶者は申し出が必要)。

失業や天災等の理由で全額免除や納付猶予承認を受けた人、申請後に国民年金第1号被保険者の資格を喪失した人は再度申請してください。

▼必要書類 基礎年金番号かマイナンバーを確認できる書類／本人確認できる書類／失業した人は離職票等／代理申請する場合は委任状

※①・②のいずれも個人住民税 (市民税・県民税) の申告が必要／新型コロナウイルス感染症の影響による免除などの相談はお問い合わせください。

■問い合わせ・申請先 国保年金課国民年金係 (☎ 40-7048)、岩木・相馬総合支所民生課、弘前年金事務所 (外崎5丁目、☎ 27-1339)

国民年金の手続きを電子申請できます

国民年金第1号被保険者の次の手続きが、電子申請できるようになりました。マイナポータルの情報を活用し、スマートフォンやパソコンで申請書等の作成ができるほか、申請結果の確認も可能です。

▼申請可能な手続き 資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請など
※利用にはマイナンバーカードが必要。

詳しくは日本年金機構ホームページ (QRコード) をご確認ください。

■問い合わせ先 ねんきん加入者ダイヤル (☎ 0570-003-004)

